

法定技能講習等の「作業内容又は選任基準」・ 「受講資格又は対象者」

講習名称	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者
技能講習	31時間コース フォークリフト運転 (安衛法第61条)	最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大荷重をいう。)が1t以上フォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務 (講習科目の一部免除要件) 普通、準中型、中型、大型自動車又は大型特殊自車(カタピラ)免許証所持者(2種免許含む)
	玉掛け (安衛法第61条)	制限荷重1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務 未経験者コース、経験者コースがあります。 コースにより講習科目の受講の一部免除を受けることができます。 詳しくは、支部・地区協会にお問い合わせください
	ガス溶接 (安衛法第61条)	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 ガス溶接業務に就く者
	プレス機械作業主任者 (安衛法第14条)	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業(ジャー・鍛造プレス・型打ち機を除く) 5年以上のプレス作業実務経験者
	足場の組立て等作業主任者 (安衛法第14条)	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業 ①当該作業に関し作業経験3年以上の者 ②大学、高等専門学校又は高等学校において土木・建築又は造船に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の経験者 (H29年7月1日以降の経験は特別教育修了者のみ)
	乾燥設備作業主任者 (安衛法第14条)	次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業 イ.乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1m ³ 以上のもの ロ.乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあっては毎時10kg以上、液体燃料にあっては毎時10ℓ以上、気体燃料にあっては毎時1m ³ であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10kW以上のものに限る。) ①5年以上の乾燥設備取扱実務経験者 ②理科系大(理科系高等専門学校含む)卒後1年以上の乾燥設計、製作、検査取扱経験者 ③理科系高卒後2年以上の乾燥設備の設計、製作・検査、取扱い経験者
	はい作業主任者 (安衛法第14条)	高さが2m以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるもの)を除く。) はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者
	14時間コース 高所作業車運転 (安衛法第61条)	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務 (講習科目の一部免除要件) ①普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車免許証所持者(2種免許含む) ②フォークリフト、ショベルローダー等、車輪系建設機械(整地用、基礎工事用、解体用)運転技能講習修了証所持者(2種免許含む)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 (安衛法第14条)	安衛施行令別表第3に掲げる特定化学物質を製造、又は取り扱う作業及び同施行令別表5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業 作業主任者の業務に就く者
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (安衛法第14条)	安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 作業主任者の業務に就く者

講習名称	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	
技能講習	石綿作業主任者 (安衛法第14条)	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業を除く。)、又は試験研究のための作業	作業主任者の業務に就く者
	有機溶剤作業主任者 (安衛法第14条)	屋内作業場又はタンク、船倉、坑等の内部において一定の有機溶剤(当該有機溶剤と以外のものとの混合物で有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む。)を製造し、又は取扱う業務	作業主任者の業務に就く者
	鉛作業主任者 (安衛法第14条)	安衛施行令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う遠隔室におけるものを除く。)に係る作業	作業主任者の業務に就く者
	金属アーク溶接等 作業主任者限定 (安衛法第14条)	金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)に係る作業	作業主任者の業務に就く者

一般建築物石綿含有建材調査者

講習名称	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者
一般建築物石綿含有建材調査者	建築物における石綿含有建材の実態調査を行う業務	<p>(1) 石綿作業主任者技能講習修了者</p> <p>(2) 平成18年3月31日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者</p> <p>(3) 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(4) 大学において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(5) 短期大学(修業年限3年に限る)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(6) 短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(7) 高等学校又は中等教育学校(中学校ではない)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者</p> <p>(8) 建築(解体・改修を含む)に関して11年以上の実務の経験を有する者(学歴不問)</p> <p>(9) 建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して2年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(10) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者</p> <p>(11) 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者</p>
【再考査】 一般建築物石綿含有建材調査者		大阪労働基準連合会で一般建築物石綿含有建材調査者講習を受講後、修了検査に不合格の状態で、再修了検査受験有効期限内の「受講証明書」を持っている者

工作物石綿事前調査者

講習名称	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者
工作物石綿事前調査者	炉設備（ボイラー、焼却設備等）、電気設備（変電、配電、送電設備等）、プラント系配管設備等の解体や改修の作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 石綿作業主任者技能講習修了者 (2) 平成18年3月31日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務の経験を有する者 (3) 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務の経験を有する者 (4) 大学において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して2年以上の実務の経験を有する者 (5) 短期大学（修業年限3年に限る）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して3年以上の実務の経験を有する者 (6) 短期大学又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して4年以上の実務の経験を有する者 (7) 高等学校又は中等教育学校（中学校ではない）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して7年以上の実務の経験を有する者 (8) 工作物に関して11年以上の実務の経験を有する者（学歴不問） (9) 建築行政又は環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関して2年以上の実務の経験を有する者 (10) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者 (11) 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
【再考查】 工作物石綿事前調査者		大阪労働基準連合会で「工作物石綿事前調査者講習」を受講後、修了検査に不合格の状態で、再修了検査受験有效期限内の「受講証明書」を持っている者

	講習名称	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者
特別教育	テールゲートリフター操作者(安衛法第59条)	安衛則第36条5号の4に掲げる業務 (貨物自動車の荷台の後部に設置されているテールゲートリフターの操作業務)	テールゲートリフター操作に従事する者
	ダイオキシン類ばく露防止(安衛法第59条)	安衛則第36条34号から第36号までに掲げる業務 (廃棄物の焼却施設に関する業務)	①廃棄物の焼却施設において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務の従事者 ②廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務の従事者 ③廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務の従事者
	足場の組立て等(安衛法第59条)	安衛則第36条39号に掲げる業務 (足場の組立て、解体又は変更の作業)	足場の組立て等の作業に従事する者(足場の組立て等作業主任者技能講習修了者を除く)
	6時間コース フルハーネス型安全帯実技付き(安衛法第59条)	安衛則第36条41号に掲げる業務 (高さ2m以上の作業床を設けることが困難な箇所で、フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)を使用する業務)	フルハーネス型安全帯を使用する業務に従事する者
安全衛生講習等	安全管理者選任時研修(安衛法第5条)	安衛施行令第2条第1号又は第2号に掲げる業種(建設業・製造業等)の事業場で、常時50人以上の労働者を使用する事業場	安全管理者の職務に就く者
	一般コース 職長等安全衛生教育(安衛法第60条)	安衛施行令第19条職長等の教育を行うべき業種のうち建設業・造船業以外の事業場	職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者
	建設コース 職長・安全衛生責任者教育	安衛施行令第19条職長等の教育を行うべき業種のうち建設業・造船業の事業場	職長・安全衛生責任者の職務に就く者
	未熟練労働者(新入社員等)の安全衛生教育	全業務	新たに雇い入れた者等
	安全衛生推進者養成講習(安衛法第12条の2)	安衛施行令第2条第1号又は第2号に掲げる業種(建設業・製造業等)の事業場で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場	安全衛生推進者の職務に就く者
	衛生推進者養成講習(安衛法第12条の2)	安衛施行令第2条第1号又は第2号に掲げる業種以外の事業場で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場	衛生推進者の職務に就く者
	化学物質管理者専門的講習(労働安全衛生規則第12条の5)	リスクアセスメント対象物を製造する事業場	化学物質の管理の職務に就く者 (化学物質を製造する事業場)
	化学物質管理者講習に準ずる講習(労働安全衛生規則第12条の5)	リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場	化学物質の管理の職務に就く者 (化学物質を取り扱う事業場)

	講習名称	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者
安全衛生教育 能力向上教育	騒音障害防止管理者教育	騒音の作業環境測定が義務付けられている作業場及び騒音レベルが高い作業場	騒音障害防止管理者及び騒音作業従事労働者
	熱中症予防管理者教育	暑熱環境下における作業	熱中症予防管理者及び作業従事労働者
	有機溶剤作業主任者能力向上教育	有機溶剤(特別有機溶剤を含む)業務	有機溶剤作業主任者又は有機溶剤作業主任者技能講習修了者でおおむね5年以上経過した者等
	一般コース 職長等能力向上教育	職長等の業務	職長又は職長等安全衛生教育修了者でおおむね5年以上経過した者等
	建設コース 職長・安全衛生責任者能力向上教育	職長・安全衛生責任者等の業務	職長・安全衛生責任者教育修了者でおおむね5年以上経過した者等
	安全管理者能力向上教育	安全管理者の業務	安全管理者又は安全管理者選任時研修修了者でおおむね5年以上経過した者等
	衛生管理者能力向上教育	衛生管理者の業務	衛生管理者又は衛生管理者免許(第1種又は第2種)取得後おおむね5年以上経過した者等

■技能講習と刑事责任

○事業者の刑事责任

有機溶剤作業主任者や酸素欠乏危険作業主任者等にかかる技能講習を修了した者から作業主任者を選任せずに一定の作業を行わせた場合は、労働安全衛生法14条に違反し、同法119条による罰則(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)の適用があります。

また、玉掛け技能講習やフォークリフト運転技能講習等の法定講習を修了していない者に一定の作業をさせた場合は、労働安全衛生法61条に違反し、同法119条による罰則(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)の適用があります。

○労働者の刑事责任

玉掛け技能講習やフォークリフト運転技能講習等必要な資格を取得しないまま就業制限に係る業務を行った作業者にも、労働安全衛生法61条違反として同法120条による罰則(50万円以下の罰金)の適用があります。